

阪南市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画
(令和8年度)

阪 南 市

(1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項、及び同施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、令和 8 年度における一般廃棄物(ごみ)処理について、必要な事項を定める。

(2) 計画区域

阪南市全域

(3) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

(4) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み(法第 6 条第 2 項第 1 号)

(単位:t)

種類		排出量		小計	合計	
家庭系	可燃ごみ		7,630		9,961	15,200
	不燃・粗大ごみ		344			
	資源ごみ	空缶・空びん	306	1,980		
		ペットボトル	190			
		プラスチック製容器包装	538			
		紙製容器包装類	859			
		紙パック	2			
		古着・古布	85			
	その他ごみ(乾電池)		7			
事業系	可燃ごみ		4,316		4,580	
	不燃・粗大ごみ		261			
	資源ごみ		3			
	その他ごみ(乾電池)		0			
集団回収(資源ごみ)		659				

※家庭系及び事業系は直接搬入を含む

一般廃棄物搬入者別内訳表

(単位:t)

種類	直営	委託 (1 業者)	許可 (6 業者)	直接搬入		その他 (集団回収)	計
				家庭系	事業系		
排出量	8,665	87	3,138	1,209	1,442	659	15,200

- (5) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第6条第2項第2号)
- ① 市役所で行われている業務への理解を深めていただくため、希望に応じて職員が出向く「阪南市生涯学習・職員出前講座」を開催し、市民にごみの減量等について啓発を行う。また、小学校からの依頼に応じて、ごみ収集日程表の説明や塵芥車の構造等、ごみに関する学習の機会を設ける。
 - ② 市内の小学生が食品ロス削減に関する関心と理解を深め、日常生活及び各家庭における食品ロス削減の取組みを推進することを目的として、「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスター」コンクールを実施する。
 - ③ 毎月の広報誌、ウェブサイト、SNS 等を活用し、ごみの減量及び分別に関する周知・啓発情報を発信する。
 - ④ 生ごみ等の減量化を図るため、水切りの徹底について市民に啓発するとともに、食べ残しをしないライフスタイルやごみを可能な限り出さない調理方法(エコクッキング)等に関する情報を発信する。
 - ⑤ 生ごみ等減量化容器(コンポスト)を市民に配布し、園芸や家庭菜園での堆肥化等により、ごみの減量化及び有効活用を推進する。
 - ⑥ 家庭で不用となった再利用可能な品の有効活用を通じてリユースを推進するため、市役所 1F ロビーに「不用品リサイクル情報ボード」を設置する。併せて、株式会社マーケットエンタープライズが展開するリユースプラットフォーム「おいくら」を活用し、不要品リユースの選択肢を拡充することで、ごみの減量化及び再資源化を図る。
 - ⑦ 家庭から排出される古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック)、古布、アルミ缶を対象として、自主的に集団回収を実施し、有価物として再資源化事業者へ引き渡した登録団体に対し報奨金を交付し、ごみ減量化及び再資源化を推進する。
 - ⑧ 事業系一般廃棄物については、許可業者の更新手続きの際に許可条件を付すなど、許可証の発行を通じてごみの減量指導を行う。
また、魚あらは水分が多く腐敗が早くいため悪臭を放ち、泉南清掃工場での焼却・埋立処分が困難であることから、再生利用事業者登録を受けている事業者によりリサイクルされている。引き続き、排出事業者に対し、適正処理(リサイクル)への協力を要請する。
 - ⑨ ごみ減量化・資源化推進協議会を毎年開催し、ごみの減量化及び資源化に関する協議並びに有価物集団回収に関する意見交換等を行う。
 - ⑩ 海洋プラスチックの削減に向け、マイバックの活用や使い捨てプラスチック製品を使用しない等の取組みを盛り込んだ「はんなんプラスチックごみゼロ宣言」を発信し、取組みの推進を図る。
 - ⑪ リネットジャパンリサイクル株式会社及びSGムービング株式会社との連携協定に基づき、パソコン及び使用済小型家電並びに家電リサイクル法対象品のリサイクル推進に努める。
 - ⑫ Fry to Fly Project に参加し、廃食用油の回収を通じて持続可能な航空燃料(SAF)へリサイクルすることで、脱炭素社会に向けた資源循環を促進する。

(6) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(法第6条第2項第3号)

種類及び分別の区分		収集回数	収集方法	収集体制	中間処理	
家庭系	可燃ごみ	おおむね 2回/週	併用	直営収集	泉南清掃 事務組合	
	粗大・不燃ごみ	随時	戸別	委託収集		
	資源 ごみ	空缶・空びん	おおむね 2回/月	併用		直営収集
		ペットボトル				
		プラスチック 製容器包装	おおむね 1回/週		再生資源化 事業者	
		紙製容器包装類				
	古着・古布	おおむね 1回/月	拠点	泉南清掃 事務組合		
紙パック	随時					
その他ごみ (乾電池)	随時	拠点				
事業系	可燃ごみ 不燃・粗大ごみ、 資源ごみ その他ごみ(乾電池)	—	—	—	泉南清掃 事務組合	

※併用・・・ステーション方式と戸別方式(ふれあい収集含む)

※拠点・・・住民センター等

○市で収集できない及び、泉南清掃事務組合へ搬入できないもの

収集・搬入できないもの	品目
家電リサイクル法対象品等	テレビ・冷蔵(凍)庫・洗濯機・エアコン、パソコン
危険物	石油類、オイル類、農薬、薬品、塗料、注射針等の鋭利な物、ガスボンベ、酸素ボンベなど
処理困難物	オートバイ(部品を含む)、タイヤ(自転車用を除く)、バッテリー(乾電池を除く)、消火器、浴槽(FRP製)、石膏・耐火ボード、断熱材、ガラスウール、瓦、耐火金庫、電気温水器、ソーラー給湯器、エンジン、コンプレッサー、発電機、フロンガスを使用しているもの、コンクリート、ピアノなど

(7) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(法第6条第2項第4号)

①家庭系ごみの収集運搬

種類	実施主体
可燃ごみ	直営
不燃・粗大ごみ	委託(1業者)
資源ごみ	直営
その他ごみ(乾電池)	直営
直接搬入	市民

※資源ごみ・・・空缶・空ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装類、紙パック、古着・古布

②事業系ごみの収集運搬

種類	実施主体
可燃ごみ	許可業者(6業者)
不燃・粗大ごみ	
資源ごみ	
その他ごみ(乾電池)	
直接搬入	事業所

※資源ごみ・・・空缶・空ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装類、紙パック、古着・古布

③泉南清掃工場への直接搬入の処理手数料

取扱区分	手数料
40kg 未満	400 円
40kg 以上 50kg 未満	500 円
以降 10kg 増すごとに	100 円を加えた額

(8) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項(法第6条第2項第5号)

可燃ごみは、組合の泉南清掃工場において焼却処理し、不燃ごみ・粗大ごみは破碎施設で破碎後金属回収し、残渣は泉南清掃工場で焼却処理する。

資源ごみはリサイクル施設で資源化し、リサイクル施設からの処理残渣は泉南清掃工場
で焼却処理する。

① 泉南清掃工場

項目	概要
施設名称	泉南清掃工場
所在地	大阪府阪南市尾崎町 532 番地
敷地面積	27,726 m ²
竣工日	昭和 61(1986)年 3 月
焼却能力	190t/24 時間(95t×24 時間×2 炉)

② 粗大ごみ選別ストックヤード

項目	概要
施設名称	粗大ごみ選別ストックヤード
所在地	大阪府阪南市尾崎町 532 番地
敷地面積	480.3 m ²
竣工日	平成 29(2017)年 3 月

③ リサイクル施設

項目	概要
施設名称	リサイクル施設
所在地	大阪府阪南市尾崎町 532 番地
敷地面積	3177.5 m ²
竣工日	平成 6(1994)年 3 月

④ 最終処分

市では自区域内に最終処分場を保有していないため、組合に搬入されたごみは中間処理の後、焼却残渣及び資源化不燃残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックス)に搬出し、最終処分を委託する。